



## 『スティグマと社会福祉』 (P. スピッカー著/西尾 祐吉訳)

著者	小倉 襄二
雑誌名	評論・社会科学
号	37
ページ	105-109
発行年	1989-03-20
権利	同志社大学人文学会
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002038">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002038</a>

## 『ステイグマと社会福祉』

(P・スピッカー著／西尾祐吉訳)

小倉 襄 二

## I

私は福祉の理論構成について考えるときになにか基底ともなり、共通項として思考を触発するコトバが必要だと思う。△差別▽とか、△人権▽などもそれに近い。この共通項には比較—国際的な適用という要請もある。P・スピッカー著の本書が解明しようとしたヘステイグマ(stigma)という概念には私たちの福祉理論を構築していくうえでこのような共通項としての要請に応えるものと考えられないか。

P・スピッカーは「日本語版への序文」のなかで、「私はステイグマは諸社会サービスの実践面に根ざしているのではなく、社会における継統的で基本的な問題である社会関係に根ざしており、先入観に従ってステイグマを除去しようとする政策は結果と

『ステイグマと社会福祉』

して失敗に終るであろうという論拠を示そうとした」と述べている。この前提にはP・スピッカーの社会福祉(social welfare)についての性格規定がある。R・テイトマスという△依存状態Ⅱ社会が責任を負わねばならない状態である▽の定義から、社会サービスとは社会的責任として認識される依存状態に対して提供される状態改善のための社会制度でありその内容は、住宅、保健医療、社会保障、教育、ソーシャルワークを領域とする。さらに、用語として「社会福祉」と「諸社会サービス」の弁別について諸社会サービスは、「社会福祉」と呼ばれる機能を遂行するサービスを意味し、「社会福祉」とは「依存的な人々の状態を改善する組織的な活動である」と規定している。これらの諸定義はP・スピッカーのステイグマ解明にとって重要な意味をもっている。

まずこのステイグマとはなにか、福祉論の共通項としての構造

とはなにか、このコトバ自体は△烙印▽と訳すことができる。この字面からすでに、私たちの日常性からの違和感がある。

いかにも烙印とは凶々しい表現であり、暗くて異い連想がある。辞典によると烙印＝烙印(やきいん)、銅鉄製の印で、焼いて物を押し、また刑罰として罪人の額などに当ててしるしをつけたもの。—をおされる—消すことのできない印をつけられる「不良の—」(広辞苑)、英語、仏語、独語においては stigma である。[stigma] (1) 汚名 (infamy) 汚辱 (disgrace) 恥辱 (the stigma of illegitimacy) (2) 《土》烙印 (やきいん) = (brand) — 奴隸又は罪人に捺したもの、(3) 《植》柱頭、(4) 《解・動》斑点 (spot) 気孔・門 (= pore) (5) 《医》小斑痕、母斑小斑 (通常 p-mata) 一定時に又は精神的の刺激を受けて出血する) 紅斑、出血点 (6) 《宗》聖痕 (キリストの傷痕に相当し) St. Francis of Assisi その他の聖者の身体に現れたもの、Stigmatism (1) 聖痕実現 Stigmatist 聖痕ある人 (Stigma + ism + ist) Stigmatize (1) 汚名を被せること、汚名を被せられること、非難、弾劾、(2) 烙印を捺す (3) 聖痕を生ぜしめる (NEW ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY) 以上がおおよその概念内容である。

P・スピッカーは、ステイグマを学術用語ではなくごく普通のおしゃべりの中にでてくるもの、それは他の多くの言葉と同様、明白な定義はないが、皆が当然理解している言葉として用いられるという。用例として、毎週、失業手当を受け取りに行く時、私はステイグマに耐えられなくなる、スラムの借家人は言っ

た、それがステイグマなんだ、あなただってアベイヒルから来たといえど恥かしいだろう。それなんだよ。精神病者は、ステイグマの故に登録簿からの名前の削除を求め、低所得者で補足給付 (supplement benefit) の受給者は、恥だ！ステイグマだ！と不満を表わす、などの例示がある。この用語例から私のいう共通項の場面は、烙印」というコトバの違和感にもかかわらず、私たちの福祉状況の現実にも適用できるものである。

## II

P・スピッカーは、著者紹介によると、英国のニューキャスル・アボン・ティンの出身で一九五九年にユダヤ家庭に生まれ、オックスフォード大学で政治学、哲学、経済学を学び、ロンドン大学・LSEでR・ピンカー教授の指導のもとに研究、福祉権についてのポランティア活動の実践のなかでステイグマと社会福祉についての研究を行っている。ノッチングムのトレント専門学校の社会保障政策、計画、実習の職責にある若手の研究者である。本書は第一部においては、ステイグマと救貧法や福祉サービスに及ぼすステイグマの効果について論述する。第二部では、ステイグマを負う人々として、福祉対策としての身体的、精神的ステイグマ、貧困、依存、道徳的ステイグマの諸相、第三部以下にステイグマを負った人の社会関係として、偏見、社会的地位、政策決定への関連などを扱っている。R・ピンカー教授の序文では「著者はステイグマの感情で最も傷つけられ、社会から拒否され

ている人々やグループの属性について論じている。身体的、精神的、そして道徳的ステイグマと貧困、諸々の形で依存などステイグマの意味を理解するためには対象者を分類することの必要性、さらに本書は身体的、精神的障害、貧困、依存と能力の欠如の関係についてのステイグマを生む性質相互の緻密な分析は見事である」と評価している。

本書にはステイグマについての多くの先学の関連した論証も紹介されていて英国における研究の厚みをも知ることができる。ステイグマの性質の項においてE・ゴッフマン『ステイグマの社会学』Erving Goffman, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity* 1963の規定も引用され、ステイグマは、欠点、短所、ハンディキャップ、人の信頼をひどく失わせる属性、望ましくない他の人々と異なっていることを示す属性などの要約がある。さきの被救済の烙印の『現代』の指摘としては、N・ギンスバークの保護申請にまつわるステイグマは、申請者を陶冶し、保険の価値や、個人及び家族の自助を推進するために設定されたシステムの基本的な構成要素であるとの引用にも集中表現されている。公的扶助と改称し権利性の建前にあつても、*Stigma of Poor Law* → *Stigma of Pauperism* の歴史的記憶とステイグマの社会的（行政）装置は人々に深い意味連関として作用してきた。現に医療・障害、老後の保障システムにもこのステイグマ効果は機能していると考えられる。ステイグマが福祉の諸サービスへの「抑制」の一形態であり、P・スピッカーのいう福祉の目的

（その目的が単にサービスのコストを最低に保持しようとするものではないにしても）を達成する最善で最も効果的な方法を意味せず、福祉の需要に反映されるステイグマの影響は、要保護状態にある人々に届けられる諸サービスの効果を減殺することになるからである。

森島通夫氏の『サッチャー時代のイギリス』（岩波新書・一九八九年）の項目として『荒れ狂う反福祉主義』があげられている。そのサブ・タイトルは『悔しかったら頑張りなさい』である。このコトバは英国のサッチャリズム下の福祉政策のムードを衝いている。昨年、ロンドンでNHSの在外研究で知ることのできた事実の一つに私的な医療保険の拡大がある。ステイグマとの関連では、P・スピッカーのいう貧困とそれまつわる諸問題に対し、個人（私的）保険が有効であるという考え方にしがみつき、その結果、個人保険などのような手段を用意することのできなかった人々にステイグマをもたらすことになる。あるいは、何の反対給付もなく一方的に援助を求めるところは何かしら屈辱的であるのに反して、保険は、被保険者の側の努力を求めるところがあつて、尊厳を損なうことがない（国際社会事業会議録・一九六九年）といった見解と関連するであろう。ステイグマの発現の仕事はラベリングレッテル貼りをふくめて時代の状況によって差異がある。サッチャリズムの自立、効率、選択の政策軸は『悔しかったら頑張りなさい』の自助へ新しいの鞭とつけとられている。わが国の、利用者負担、費用徴収、公私の役割分担の強

化されつつある福祉状況とこのステイグマの発現は重要な主題として考えられてよい。とくに、社会保険は包括的でもなければ、ナショナル・ミニマムを保障するものでもなく、社会保険の信頼性は、同等の権利を持たない人々に公的扶助などの対策を用意することによって保持されているという指摘はとくに注目されてよい。

本書の指授するものはきわめて重要であつて烙印と福祉の脈絡は福祉史への接近のキイ・ワードとしてステイグマという図式を提示しているといえよう。ステイグマをめぐる操作はさきの救貧法史のそれぞれの時代状況がしめすように福祉の体制や思想、イデオロギーによって多元的な展開を経てきた。いま、福祉の過去と現実の関連を扱うときステイグマの思想史を問うことは必須の条件となるのではないか。

### III

さらに本書の構成の項目についてみると、先述の第一部ではステイグマと救貧法、諸サービスに及ぼすステイグマの効果、ステイグマと諸社会サービス、第二部では、ステイグマの性質、身体的及び精神的ステイグマ、貧困に対する拒否、依存のステイグマ、道徳的ステイグマ、第三部では、ステイグマを負った人の社会関係、とくに、ステイグマと偏見、ステイグマを負う人の社会的位置、第四部は、社会の道徳的区分、ステイグマと社会政策などに類別されている。とくに、ステイグマと救貧法については、

救貧法史の展開と被救恤窮民のステイグマの文脈、被救恤窮民というステイグマは、すべての救済に伴う苦痛に満ちた「記事」である。についての新しい視角からの歴史解釈を提供して印象ぶかい。救貧法が廃止された時にも福祉のステイグマは残った。ステイグマは単に救貧法の遺物ではなく、諸社会サービスの機能に横たわる根本的な問題であるとする提言は重要である。福祉抑制とステイグマ効果のあらゆるヴァリエーションへの展開はこの救貧法上のステイグマへの対応とその後の社会的諸サービスの機能のなかであらためて検証する必要性への提言でもある。

さらに第二章の諸サービスに及ぼすステイグマ効果については、サービスの質、その需要、挫折、たとえば、多くの給付制度の適用率は低い。例えば、公的な推計でも補足給付の受給要件を満たす人々の約四分の一、そして、家族所得保障 (Family Income Supplement) の受給要件を満たす人々の約半分が制度の適用を受けていない (DHSS 1981)。それは、誤り、無知、ステイグマの意識、申請のための努力することのおっくうさ、個人や家族の自己充足への欲求、役所とかかり合うのに気がすまないこと……と付加的に説明例示がある。それは、サービスに対する拒否、回避の過程は、ステイグマの存在を感じさせる。ということに結びつく。学校給食や公営住宅のサービス需給についての態度についてもステイグマとの相関で分析がゆきとどいていて説得力がある。ステイグマを負う人々、その属性を身体上、精神上的のレベルについて集約しており、障害児者への差別についてのさら

に深い理解にとって有効な論証となっている。さきの救貧法と被救恤窮民との文脈で、貧困への拒否、貧困対策と社会的価値、経済市場の基準が優勢であるところではどこでも、最悪の予測しかできない依存状態の人は、最も貧弱な社会サービスしか受けられないし、福祉施設とリハビリテーション効果における訓練効果のみとめられない人々の志気低下、ステイグマ増進への指摘も興味ぶかい。依存のステイグマでは政策と人間の関連として、互恵関係の規範、ステイグマからのテイトマスやビンカー教授の所説の解釈がなされとくに政策への影響としては依存への減少として、保険の原則、資産調査、権利と裁量、などについて、ステイグマの減少あるいは、政策効果についての鋭い分析がある。行政技術上のテーマに限局されがちなこの分野への重要な論点の提示となっている。

ステイグマと△偏見▽は、ステイグマのいわば社会的、パーソナルな力学の分析であり、P・スピッカーのステイグマ論の理解にとつての補足的部分であるがとくに目新しい処はない。ステイグマ負う人々の社会的地位につづく設定であつて、E・ゴッフマンの『ステイグマの社会学』などの所説によりながら、個人、自己概念、相互作用、情緒操作など現実のステイグマ動向、その出現について多様な考察がおこなわれている。終章としては、まじめのかたちとなり社会福祉のキイ・ワードとしてのステイグマの可能性を検証している。区分とカースト、ステイグマの概念、さらに社会政策、とくに政策モデルと社会的カテゴリーとしてのス

#### 『ステイグマと社会福祉』

テイグマ概念について述べている。選別性、普遍性、福祉の社会的文脈—この文脈は政策とその受益者に対する反応と、従つてその政策が持つステイグマ化の可能性を決定するなどの重要な指摘がある。

本書は、はじめに触れたごとく、現代の福祉理論、とくに福祉政策理論にとつて従来あまり省察されていない部分をステイグマを共通項として詳細に、集約的に解明したものである。

本書は完結を指向した所説というよりは、歴史的文脈や、現実の社会的（政策）文脈のなかに働いているステイグマとステイグマ効果への私たちの覚醒と思考を求めているようにみえる。そのことが本書のユニークな位置ではないかと思う。巻末の参考文献リストも豊富である。

原著 Paul Spicker, *Stigma and Social Welfare, 1984. Crom Helm Ltd.*

(西尾裕吉訳・誠信書房・一九八七年一〇月刊)

〈 1989. 3〉